

【2023 年度優秀卒業論文】

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか ——カント『永遠平和のために』第二章第二確定条項の検討——

那須 海斗

はじめに

いま世界は平和だろうか。今現在戦争や紛争の中にいる人々は、世界は平和でないと言うだろう。一方で戦争や紛争の中にいない人の答えはわかれるだろう。他国で戦争は起きていても自国で戦争が起きていなければ、世界は平和であると感じたり言ったりすることは可能である。しかしそのような状態であっても、世界のどこかで誰かが苦しんでいるのだから世界は平和ではないと考える人もいるだろう。世界の多くの人が平和を望んでいるが、このようにその平和の概念は人それぞれなのである。

しかしながらイマヌエル・カントは『永遠平和のために』という著作の中で平和というのはどのようなものなのか、平和のために国家における人間どうしの関係や、国家どうしの関係はどのようなものであるべきかについて明確に論じている。そして『永遠平和のために』の中でも第二章の「永遠平和のための第二確定条項」には、「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」(カント 1985, p. 39)という条約文のようなものが据えられている。萱野稔人は第二確定条項で問われているのは、「どのような国際関係が国際法の基礎として永遠平和を実現するのに適しているか」(萱野 2020, p. 65)についてであると述べる。つまり、永遠平和のために国家どうしの関係はどのようなものであるべきかが第二確定条項において問われており、カントは永遠平和のために国家どうしの関係は連合制度という関係であるべきだとしているのである。

この『永遠平和のために』第二章第二確定条項におけるカントの主張やその主張に至る議論については様々な議論がなされている。なかでもマティアス・ルッツ-バッハマンは、『カントと永遠平和——世界市民という理念について』という共著の中の「カントの平和理念と世界共和国の法哲学的構想」において、カントの第二確定条項における議論には正当性がないとしている。カントは第二確定条項において、永遠平和のために国家どうしの関係は連合制度という関係であるべきだとし、その関係は国家どうしが一つの国家を形成する諸民族合一国家ではないとする(カント 1985, p. 40)。ルッツ-バッハマンの主張は、永遠平和のため

の国家どうしの関係として諸民族合一国家という関係は適切でないとするカントの議論には正当性がないというものである。

そこで本稿では、「世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか」という問いをもとに、『永遠平和のために』第二章第二確定条項におけるカントの「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」という主張とその主張に至る議論の正当性について検討する。この問いに対して私は、「世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきである」という答えを本稿では与え、『永遠平和のために』第二章第二確定条項におけるカントの主張とその主張に至る議論に正当性があると主張する。その本稿の主張の根拠は以下の通りである。ルッツ・バツハマンは諸民族合一国家には問題がないとカントの議論に反論するものの、その反論はカントの議論の正当性を否定するものとはならない。そしてカントが述べるように諸民族合一国家や平和条約には問題点がある。よって、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度は、平和のために何らかの犠牲を生み出さない諸国家による連合制度であるべきなのである。

本稿における議論は以下のように進行する。まず、カントの『永遠平和のために』が書かれた時代背景と全体の構成、書き方のスタイルについて提示することで、『永遠平和のために』がどのような著作であるのかが明らかになる（１）。つぎに、『永遠平和のために』第二章第一確定条項においてカントが、各国家の下で個々の人間は戦争状態である自然状態を脱し、平和状態を創設するために共和的な市民的体制に入るべきであるとする議論が示される。さらに、カントが個々の人間と同様に諸民族どうしも市民的体制と類似した体制に入るべきであるとする議論が示される。それによって『永遠平和のために』第二章第二確定条項においてカントが「永遠平和のために国際法はどのような制度に基礎を置くべきなのか」という問いに至る前提が明らかになる（２）。つぎにカントが、諸民族合一国家には問題点があることから、永遠平和のために諸民族どうしが入るべき市民的体制は諸民族合一国家ではないとしていることが示される。さらにカントが、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度として平和条約に問題点があるとしていることが示される。そこで諸民族合一国家や平和条約には問題点があることから、カントが永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度は、平和のために何らかの犠牲を生み出さない諸国家による連合制度という平和的な手段であるべきだとしていることが明らかになる（３）。そして、カントが挙げる諸民族合一国家の二つの問題点と、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度は諸国家による連合制度であるというカントの結論付けに対するルッツ・バツハマンの反論とその反論に対する筆者の見解を示す。それにより、ルッツ・バツハマンによるカントの議論への反論は、カントの議論の正当性を否定するものとはならず、カントの議論には正当性があるということが明らかになる（４）。

カント『永遠平和のために』はどのような著作か

この章ではカントの『永遠平和のために』がどのような著作であるのかについて述べる。そのためにまず、『永遠平和のために』が書かれた時代がどのような時代であったのか述べ、その時代背景が著作の内容にどのように影響を与えたのかについて述べる。つぎに、『永遠平和のために』という著作の全体の構成について述べ、最後にその著作の特徴的な書き方のスタイルについて述べる。

1-1. 『永遠平和のために』が書かれた時代的な背景と内容への影響

この節ではカントの『永遠平和のために』が書かれた時代がどのような時代であったのかを述べ、その時代的な背景が著作の内容にどのように影響を与えているのかを示す。これによりカントがどのような問題意識をもって著作を生み出したのかが明らかになる。

まず、『永遠平和のために』が書かれた時代の背景について説明する。宇都宮芳明によると、『永遠平和のために』は 1795 年に出版され、1796 年に第二補説を加えた増補版が出版された(宇都宮 1985, p. 131)。カントが『永遠平和のために』を執筆した直接の動機となったのは 1795 年 4 月に革命後のフランスとプロイセンの間でかわされたバーゼル平和条約に対するカントの不信感であったとされている(宇都宮 1985, p. 131)。このバーゼル平和条約は、フランスがオーストリアに宣戦布告し、プロイセンが同盟条約によりオーストリアを支援したことで始まった戦争を経て結ばれたものである(網谷 2018, p. 169)。実際この条約締結の約 10 年後に再びフランスとプロイセンが戦争をしたように、この条約は一時的な平和条約にすぎないものだとカントは不信感を抱いていたとされている(宇都宮 1985, p. 131)。

このような不信感を動機としてカントは『永遠平和のために』を執筆するのだが、その著作の中では恒久の平和状態を確立するための方途について述べられており、その方途のいくつかは特に時代的な影響を如実に受けている。そのような方途として共和制という国家体制や自由な諸国家の連合、哲学者による自由な議論が挙げられる。カントが共和制を挙げた時代的な背景としては、当時のヨーロッパはほとんどが専制君主国であり、国家の所有者である専制君主が臣民を戦争の道具として使役できたため、戦争がありふれた世間事であったことにあるとされている(宇都宮 1985, pp. 136-7)。つぎに、自由な諸国家の連合が挙げられている時代的な背景としては、18 世紀初頭にサン・ピエールが永遠平和の実現のためにヨーロッパ諸国連合を提唱したことにあるとされている(宇都宮 1985, p. 132)。そして、カントが哲学者による自由な議論を挙げた時代的な背景としては、1794 年にカント自身が宗教に関する講義や著述の禁止を言い渡されたことにあるとされている(宇都宮 1985, p. 143)。以上のように『永遠平和のために』は著作を執筆する動機から著作の内容にまで歴史的な影響が如実に表れた著作なのである。

1-2. 『永遠平和のために』の全体の構成と書き方のスタイル

この節では『永遠平和のために』という著作の全体の構成と書き方のスタイルについて説明する。章立てとしては第一章、第二章、第一補説、第二補説、付録となっている。第一章では六つの予備条項が提示されており、それらは人類が殲滅戦に突入するのを防止するための諸条項であると宇都宮は述べる(宇都宮 1985, p. 134)。実際の内容としては、秘密条項の禁止、国家による他国の所有の禁止、常備軍の撤廃、対外紛争時の国債発行の禁止、他国の体制や統治に対する武力干渉の禁止、戦争時に相互の信頼を不可能にする行為(暗殺者を雇うことや降伏条約を破ること)の禁止が提示されている(カント 1985, pp. 13-26)。第二章では三つの確定条項が提示されており、それらは永遠平和が実現するための具体的な諸条件であると宇都宮は述べる(宇都宮 1985, p. 135)。実際の内容としては、第一確定条項では永遠平和のために国家は、最高の国家権力を国民が有し、執行権を立法権から分離した共和的な国家体制であること、第二確定条項では国際法は自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきであるということ、第三確定条項では他国で平和的にふるまうかぎり敵対的な扱いを受けないということについて述べられている(カント 1985, pp. 27-55)。第一補説では永遠平和という目的に対して自然が合目的的であり、自然が永遠平和を保証するという論証をカントがしていると宇都宮は述べる(宇都宮 1985, p. 139)¹。第一補説でカントは、自然が永遠平和

¹ 萱野は、ここでの「自然」は「人工」の対義語である森や海などを表す「自然」ではなく、人間や人間による行動や生活、社会関係なども含む、「自然の摂理」の「自然」に近い意味だと解説する(萱野 2020, pp. 110-1)。その自然による永遠平和の保証に関してカントはさらに以下のように述べる。

この合目的性と、理性がわれわれに直接指図する目的(道徳的目的)とが、関係し、調和していると考えるのは、一つの理念であって、この理念は理論的な見地においてはたしかに理解を絶したものであるが、しかし実践的な見地においては(たとえば永遠平和という義務概念にかんして、自然のかの機構を利用してそれにむかわせるために)、確固とした理念であり、その実在性にかんして十分根拠のある理念なのである(カント 1985, p. 57)。

この部分について宇都宮は、「カントによると、『自然は人間の傾向そのものにそなわる機構を通じて、永遠平和を保証する』のであって、この保証は永遠平和の到来を理論的に予言するものではないが、しかし永遠平和が単なる空想ではなく、それに向けてわれわれが努力することの意義を保証するのである」(宇都宮 1985, p. 141)と述べている。これをふまえると、自然の永遠平和という目的に対する合目的性とわれわれが永遠平和を目的とすることが調和していると考えことは、一つの考えではあるが、その考えを証明したり、他の考えよりも優れているとしたりすることができるようなものではなく、理論として永遠平和を保証するものではない。しかし、これまでにわれわれが歴史的にどのように永遠平和へと向かっていったのかなどを考えた時に、その考えは根拠のあるものであるとカントがこの部分で述べている。よって自然による永遠平和の保証は理論としてなされるものではないが、一方で自然の機構としてそもそも永遠平和は達成不可能な目的であるというわけでもなく、自然はわれわれの永遠平和という目的に調和するものなのである。

の保証をどのようにするのかを述べる前に、永遠平和の保証に至るまでの過渡的な配備について述べる。それは、自然が人間を地上のあらゆる場所で生活できるように配慮したこと、戦争によって人間をあらゆる場所へと駆りたてて住まわしたこと、戦争によって人間を法的関係へと向かわせるようにしたことだとカントは述べる(カント 1985, pp. 61-2)。この配備を通してなされる自然による永遠平和の保証は、自民族が他の民族と隣りあっていて、軍事上対抗するためにそれぞれの民族が内部で国家を形成しなくてはならない状態になっていること、一強大国に世界が支配されないように言語や宗教のちがいをういて諸民族を分離させたこと、その一方で人間の商業精神を用いて諸民族に商業的な面でのつながりをもたせることに現れているとカントは述べている(カント 1985, pp. 68-75)。第二補説では国家が哲学者に戦争や平和の問題にかんして自由に議論させ、しかもそれを参考にすべきである、という提言をカントはしていると宇都宮は述べる(宇都宮 1985, p. 143)。付録ではカントは、政治は道徳と合致すべきであり、また現に合致しようという考えを提示していると宇都宮は述べる(宇都宮 1985, p. 144)。実際の内容としては、政治は道徳に服従していなくてはならず、政治を制限する条件にまで法概念を高める必要があると人々が考えることで政治と道徳は合致しようとカントは述べている(カント 1985, p. 84)。

最後に、この段落では『永遠平和のために』の書き方のスタイルについて述べる。『永遠平和のために』では章立ては通常の著作と同じだが、節は〇〇条項という形であり、それぞれの条項には条約文のようなものとその解説がならんでいる。これは萱野によると、カントが当時の平和条約の書き方を模しているためにこのような形式になっている(萱野 2020, p. 27)。そしてこの「条項」の意味に関して萱野は以下のように述べている。

この「条項」という言葉の意味については、「永遠平和を実現するために守らなくてはならない法規則」、「永遠平和を確実なものとするために必要な前提条件」といった意味で理解してください(萱野 2020, p. 28)。

この箇所では萱野は「条項」に関して二つの意味を提示している。本節で示したことから、「永遠平和を実現するために守らなくてはならない法規則」は、人類が殲滅戦に突入するのを防止し、永遠平和へと向かっていくための諸条項である予備条項、「永遠平和を確実なものとするために必要な前提条件」は、永遠平和を実現するための具体的な諸条項である確定条項を念頭においていると考えられる。よって『永遠平和のために』では、たんなる節とするのではなく、〇〇条項として永遠平和のための法規則や前提条件を並べ、平和条約を模した形をとっているのである。このように『永遠平和のために』の書き方のスタイルは通常の著作とは異なり、特徴的なものである。

2. 永遠平和のために諸民族どうしは市民的体制に類似した体制に入るべきである

以下では 1-2 において示された第一章から付録までが収録されているカント『永遠平和のために』の第二章第二確定条項における、カントの主張と議論の正当性について検討する。そこでこの章では、『永遠平和のために』第二章第二確定条項の「永遠平和のために国際法はどのような制度に基礎を置くべきなのか」という問いに至る前提である、永遠平和のために諸民族どうしは市民的体制に類似した体制に入るべきであるとするカントの議論を明らかにする。そのためにまず、各国家における人間どうしの平和状態は創設されなければならない、各国家において人間どうしは永遠平和のために共和的な市民的体制に入るべきであるとするカントの議論を示す。つぎに、個々の人間と諸民族のアナロジーから、諸民族どうしも永遠平和のために市民的体制に類似した体制に入るべきであるとするカントの議論を示す。

2-1. 各国家における人間どうしの平和状態の創設

この節では、『永遠平和のために』第二章の冒頭においてカントが、永遠平和のために相互に交流する人間どうしは、自然状態を脱し、法的状態の下で平和状態を創設しなければならないとしていることについて述べる。

カントは『永遠平和のために』第二章の冒頭において以下のように述べる。

一緒に生活する人間の間の平和状態は、なんら自然状態(status naturalis)ではない。自然状態は、むしろ戦争状態である。言いかえれば、それはたとえ敵対行為がつねに生じている状態ではないにしても、敵対行為によってたえず脅かされている状態である。それゆえ、平和状態は、創設されなければならない。なぜなら、敵対行為がなされていないということは、まだ平和状態の保障ではないし、また隣りあっているひとの一方が他方に平和状態の保障を求めたのに、他方から保障が与えられない場合は(こうした保障は、法的状態の下でのみ生ずることができるのであるが)、かれはこの他方の隣人を敵として扱うことができるからである(カント 1985, p. 27)。

カントは人間の本性には邪悪がそなわっていると考えている(カント 1985, p. 42)²。そのこと

² なぜカントは人間の本性には邪悪がそなわっていると考えるのだろうか。1-2 では、『永遠平和のために』第一補説において、自然による永遠平和の保証に至る過渡的な配備で、自然が戦争によって人間をあらゆる場所へと駆りたてて住まわし、戦争によって人間を法的関係へと向かわせるようにしたとカントが述べていることを示した。この部分について萱野は「『自然＝本性』が人間をつうじて戦争を？生じさせている」(萱野 2020, p. 116)ということだと解説している。つ

を前提としてこの部分でカントは、一緒に生活する人間の間での平和状態は何もせずとも生じるものではなく、むしろ自然状態は敵対行為によってたえず脅かされている状態(戦争状態)だとしている。そのため、永遠平和のためには人間は何らかの方法で平和状態を創り出さなくてはならず、その平和状態の保障は法的状態の下でのみ生じるとカントは述べている。

ではこの自然状態や法的状態とはどのようなものなのか。カントは以下のように述べている。

一般に認められているように、私は他人に対し、その他人がすでに私に危害を加える行為をした場合だけを除き、決して敵対的にふるまってはならないのであって、このことはまた、双方が市民的＝法的状態にある場合はまったく正当である。なぜなら、他人はこうした状態に歩み入っていることによって、私に対し、(双方に対して権力をもつ当局を介して)要求されている保障を与えているからである。——しかしたんなる自然状態にある人間は(もしくは民族は)、まさにこのような自然状態でかれが私のそばにということ、すでに私からこうした保障を奪い、私に危害を加えている。もっともそれは、行為を通じて(事実上 *facto*)ではないが、しかしかれの状態の無法則性(無法状態 *statu iniusto*)を通じてであって、この無法則性によって私はかれからたえず脅かされており、そこで私は、かれが私と一緒に共同的＝法的な状態に歩み入るか、それとも私のそばから立ち去るか、そのどちらかをかれに強いることができるのである。——したがって、以下の全ての条項の根底にある要請は、相互に交流しあうことのできるすべての人間は、なんらかの市民的体制に属していなければならない、ということである(カント 1985, p. 28)。

この部分でカントは、市民的＝法的状態とは他人が私に危害を加えないかぎり、私は他人に対して敵対的にふるまわないという保障を人々が与え合っている状態であると述べている。これはたとえば、他人に襲われたときに、自分の身を守るために他人に一定程度抵抗することは正当防衛として認められるが、そのような危害を他人から加えられていない場合には他人に危害を加えることはお互いに認めていない状態だということである。一方でカントは自然状態とは、そのような保障がないために、直接危害を加えていなくとも私のそばに他人がいるだけで、その他人は私に危害を加える可能性を持っており、私をたえず脅かしている状態であると述べている。そしてカントは『永遠平和のために』第二章の三つの確定条項の前提として、相互に交流することのできるすべての人間は、永遠平和のために自然状態を脱し、なんらかの市民的＝法的体制に属していなければならないとしている。

まり、自然が人間の本性に戦争を行う性質がそなわっているということである。この点からカントが人間の本性には邪悪がそなわっていると考えていることがうかがえる。

2-2. 各国家における市民的体制は、共和的でなければならない

2-1 では、『永遠平和のために』第二章の冒頭でカントが、永遠平和のために相互に交流する人間どうしは自然状態を脱し、市民的＝法的状態へ入り、平和状態を創設せねばならないとしていることが明らかとなった。そこでさらにカントは『永遠平和のために』第二章第一確定条項において、永遠平和のために各国家における人間どうしが入るべき市民的体制は共和的でなければならないと述べる。以下ではそのように述べるカントの議論を示す。

カントは「各国家における市民的体制は、共和的でなければならない」(カント 1985, p. 29) としながら以下のように述べる。

第一に、社会の成員が(人間として)自由であるという原理、第二に、すべての成員が唯一で共同の立法に(臣民として)従属することの諸原則、第三に、すべての成員が(国民として)平等であるという法則、この三つに基づいて設立された体制——これは根源的な契約の理念から生ずる唯一の体制であり、この理念に民族の合法的なすべての立法が基づいていなければならないのであるが、こうした体制が共和的である。それゆえ、この体制は、法にかんして、それ自体があらゆる種類の市民的組織の根源的な地盤となる体制である(カント 1985, pp. 29-30)。

この箇所の自由についてカントは、「私の外的(法的)自由は、むしろ次のように説明されるべきであろう。すなわちそれは、私が同意することができた外的法則のみにしたが、それ以外の外的法則にはしたがわない、という権能である」(カント 1985, pp. 30-1)と述べている。これについて萱野は、権力者や支配者が一方的に決めた法に人びとが従う状態はカントの言う「自由」ではなく、国民が主権(自己決定権)を持って立法過程に関与できているという意味で、国民が自身の従う法を自分たちで決めることができることがカントの言う「自由」だと解説している(萱野 2020, p. 55)。よって一方的に決められた法に従ってその中で自分がしたいことなどを行う自由は、カントが述べている外的(法的)自由とは異なる。カントが述べている外的(法的)自由とは、国民が自身の従う外的法則の成立過程に関与し、同意できたものに従い、そうでないものには従わないという、自分たちが従う法を自分たちで決定できる自由である。

また、この箇所の平等についてカントは、「国家における外的(法的)平等は、ひとはそれによって相互に同じ仕方で束縛されることができ、自分も同時にしたがわなければならない、だれであれ他人をそうした法の下に法的に束縛することはできない、といった国民相互の関係である」(カント 1985, p. 31)と述べている。これについて萱野は、カントの言う「平等」は格差がないという意味を含むものではなく、「公平」という概念に近いような、ある人だけは法に縛られなくてすむという例外がないという意味での「平等」だと解説している(萱野 2020, p. 56)。よってカントの言う平等とは、自分だけ例外的に法に束縛されずに他人を法的に束縛することはできず、公平に自分も他人も法に従わなければならないという平等な

のである。

そして従属の原則についてカントは、「法的従属の原理については、これはすでに国家体制一般の概念のうちに含まれているから、説明する必要はないであろう」(カント 1985, p. 31)と述べている。これはつまり、国家には基本的に法があり、それにその国家に属する人間は従うということが国家という概念の前提となっているために説明は不必要だとカントは述べているのである³。カントは『永遠平和のために』第二章第一確定条項において、以上のような三つの原理や原則に基づいた共和的な市民的体制に、永遠平和のために各国家の人間は入るべきだと述べているのである。

2-3. 諸民族どうしの平和状態の創設

2-1 と 2-2 では人間の自然状態は戦争状態であり、人間は平和状態を創設せねばならず、各国家においての人間どうしは永遠平和のために共和的な市民的体制に入るべきであるとカントが『永遠平和のために』第二章冒頭および第一確定条項で述べていることが示された。では諸民族どうしの平和状態も創設されるべきものなのだろうか。この節では、カントが諸

³ カントは、各国家において市民的体制が共和的であるために、なぜ「すべての成員が唯一で共同の立法に(臣民として)従属すること」が求められるのかについては説明が不要だとしている。一方で「すべての成員が唯一で共同の立法に(臣民として)従属すること」がどのようなことなのかという疑問は残る。カントは『永遠平和のために』第一章の予備条項の第二条項において以下のように述べる。

国家は、(国家が場所を占めている土地のようなくあいに)所有物(財産 *patrimonium*)ではない。国家は、国家それ自身以外のなものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である。ところがそれ自身が幹として自分自身の根をもっている国家を、接ぎ枝としてほかの国家に接合することは、道徳的人格である国家の存在を廃棄し、道徳的人格を物件にしてしまうことで、したがってこうした接合は、民族についてのいかなる法もそれなしには考えられないような、根源的契約の理念に矛盾する(カント 1985, p. 15)。

この箇所から以下のことが読み取れる。国家は誰かの所有物ではない。国家とは、モノのように誰かから他の誰かが奪うことはできない人間社会なのである。また、自分の国家にほかの国家をくっつけることは、国家をモノとして扱うことであり、民族における法の基盤となる根源的契約の理念に反するのである。この根源的契約について萱野は、その国家の土地に根ざした人たち(民族)が、社会に法と権利の約束事をつくりだし、国家を結成することだと解説している(萱野 2020, p. 34)。そのため根源的契約は民族における法の基盤ということが出来る。また、ある国家の民族はその民族の社会において法と権利の契約をしており、契約をしていないほかの社会の法に従うことはできないため、ある国家をほかの国家にくっつけることはできないのである。以上のことから、「すべての成員が唯一で共同の立法に(臣民として)従属すること」は、「ある国家におけるすべての成員(民族)は、その民族が共同で国家を結成するためにした唯一の根源的契約を基盤とした立法に従属すること」だということができる。

民族どうしの平和状態も人間どうしと同様に創設されるべきものであると考えていることが明らかになる。それにより『永遠平和のために』第二章第二確定条項において「永遠平和のために国際法はどのような制度に基礎を置くべきなのか」という問いに至る経緯が示される。

『永遠平和のために』第二章第二確定条項の冒頭でカントは、「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」(カント 1985, p. 39)としながら以下のように述べる。

国家としてまとまっている民族は、個々の人間と同じように判断されてよい。つまり諸民族は、その自然状態においては(つまり外的法則に拘束されていない場合は)、隣りあっているだけですでに互いに害しあっているものであり、そこで各民族は自分たちの安全のために、それぞれの権利が保障される場として、市民的体制と類似した体制に一緒に入ることを他に対しても要求でき、また要求すべきなのである。これは国際連合と言えるが、しかしそれは当然諸民族合一国家ではないであろう(カント 1985, pp. 39-40)⁴。

2-1 でカントが一緒に生活する人間どうしの自然状態は戦争状態だと考えていることが示された。そして第二確定条項のこの箇所においてカントは、「国家としてまとまっている民族は、個々の人間と同じように判断されてよい」(カント 1985, p. 39)としており、諸民族どうしも人間どうしの場合と同様に隣りあって存在しているだけで戦争状態にあると考えている⁵。それはたとえば、ある国家が常備軍を保持したり、財貨を蓄積したりすることは、たとえそれが戦争を目的にしていなくても、その隣国にとって敵国が出撃する準備を整えていることを意味してしまうというようなことだとカントは述べている(カント 1985, pp. 16-7)。そのためカントは、永遠平和のために人間どうしは市民的体制に一緒に入るべきであるとしたように、永遠平和のために諸民族どうしも戦争状態にある他の民族と市民的体制に類似した体制へ一緒に入るべきであると述べる。そしてその市民的体制は諸民族合一国家ではなく、国際連合と言えるものであるとカントは考えている。

⁴ 『永遠平和のために』およびその考察を行う本稿では「国家」と「民族」という言葉が多く用いられている。両者の意味は似ているように思われるが、この「国家としてまとまっている民族は、個々の人間と同じように判断されてよい」という箇所から両者の違いがうかがえる。この箇所からわかることは、国家とは民族がまとまったものであるということである。

⁵ カントは脚注 3 でも示した『永遠平和のために』第一章の予備条項の第二条項において、「自分自身の根をもっている国家を、接ぎ枝としてほかの国家に接合することは、道徳的人格である国家の存在を廃棄し、道徳的人格を物件にしてしまうこと」(カント 1985, p. 15)と述べており、カントは国家をモノではなく、人格であると考えている。このことから国家としてまとまっている民族を個々の人間と同じようにカントは判断していると考えることができる。しかしながら、なぜ国家を道徳的人格と捉えるのかに関しては『永遠平和のために』で詳細に述べられておらず、中心的な議論からそれるため、本稿では議論しないこととする。

3. 永遠平和のために国際法は自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである

第二章の議論より、永遠平和のために戦争状態にある人間どうしが市民的体制に入るように、諸民族どうしも市民的体制と類似した体制と一緒にいるべきであるとカントが考えていることがわかった。そこでさらにカントは、諸民族どうしが一緒にいるべき市民的体制と類似した体制は「国際連合と言えるが、しかしそれは当然諸民族合一国家ではないであろう」(カント 1985, p. 40)と述べる。もし国家としてまとまっている民族を個々の人間と同様に扱うのであれば、戦争状態から脱するために人間が国家という市民的体制に入るのと同じように、諸民族も諸民族合一国家という市民的体制と類似した体制に入るべきとなるように思われる。しかし、カントは諸民族合一国家には問題点があるとしている。

そこでこの章では、諸民族合一国家と平和条約には問題点があるということから、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度として、諸民族合一国家や平和条約ではなく、平和のために何らかの犠牲を生み出さない、諸国家の連合制度という平和的な手段が適切だと主張するカントの議論を示す。

3-1. 諸民族合一国家

この節では、諸民族合一国家には『永遠平和のために』における議論の前提との矛盾があること、そして市民的体制の性質と矛盾があるという二つの問題点を示すことにより、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度として諸民族合一国家は適さないとカントがしていることが明らかになる。

カントは諸民族合一国家の問題点として以下のように述べている。

そのような国家〔＝諸民族合一国家〕には、むしろ矛盾があることになろう。なぜなら、どの国家も上位の者(立法する者)の下位の者(服従する者、すなわち民族)に対する関係を含むが、もし多くの民族が一つの国家に吸収されると、ただ一つの民族しか形成しないことになって、これは前提に矛盾するからである(というのも、われわれはここでは諸民族相互間の法を考察しなければならないが、それはさまざまな民族がそれぞれに異なった国家を形成すべきで、一つの国家に融合すべきではないかぎりにおいてなのである)(カント 1985, p. 40、括弧内引用者)。

この部分でカントは、諸民族合一国家は『永遠平和のために』における議論の前提に矛盾すると述べている。そしてカントはその前提とは、諸民族相互間の法を考察することであり、それは諸民族相互間の法であるために、それぞれの民族がそれぞれ異なった国家を形成することが必須の条件となっていると述べている。たしかに、諸民族相互間の法の考察とは、本稿冒頭で示した『永遠平和のために』第二章第二確定条項のテーマでもある、永遠平和のためにどのような国家どうしの関係に国際法が基礎を置くべきかという問いを考察するこ

と同様のことだと言える。そして、これまでの議論において、諸民族を個々の人間と同じように捉えることによって諸民族も市民的体制と類似した体制に入るべきであるという主張に至ったように、あくまでも諸民族がそれぞれ異なった国家を形成することは前提となっていた⁶。よってカントは、諸民族合一国家はさまざまな諸民族を一つの民族へと融合させてしまっている点が問題であり、それぞれの民族がそれぞれ異なる国家を形成したうえで諸民族相互間の法を考察するという『永遠平和のために』の議論の前提に矛盾すると考えているのである⁷。

また、カントは以下のようにも述べている。

無法な状態にある人間には、自然法によって、「この無法な状態から脱出すべきである」と言えるが、諸国家に対しては、これと同じことが国際法によって言えるわけではない(なぜなら、諸国家はそれぞれ国家として国内にすでに法的体制をもち、それゆえ諸国家が国家間の法概念にしたがって、さらに拡大された法的体制の下に入るべきだという他からの強制は、受け入れにくくなっているからである)(カント 1985, p. 44)⁸。

この部分から読み取れることは、たしかに諸民族どうしも人間どうしと同じように戦争状態を脱して市民的体制やそれに類似した体制に入るべきだが、諸国家は国内に法的体制をもっていて、新たに拡大された法的体制に入るべきだという他からの強制は受け入れにく

⁶ 諸民族はそれぞれ異なった国家を形成するというカントの考えが示されているのは第二章だけでなく、第一補説においても示されている。第一補説においてカントは、「自然は諸民族の混合を妨げ、かれらを分離しておくために、二つの手段を、すなわち言語のちがいと宗教のちがいをを用いている」(カント 1985, p. 72)と述べている。ここで述べられているように、諸民族は異なる国家を形成するという考えは、世界に様々な言語や宗教があり、それによって諸民族は一つの国家へとまとまらず、それぞれの国家へと分かれているという点でも世界の永遠平和についての議論の前提となっているとカントが考えていることが読み取れる。

⁷ カントは諸民族合一国家について、問題点を挙げることにとどまっているため、実際に国家を形成している諸民族どうしがどのように諸民族合一国家という体制へと移行するのかに関しては述べていない。しかし、ルッツ・バッハマンは『永遠平和のために』におけるカントの議論から、カントが諸民族合一国家についてどのようなことを想定していたのか述べている。そしてそのルッツ・バッハマンによる議論は本稿の第4章において示される。特に「諸民族合一国家はさまざまな諸民族を一つの民族へと融合させてしまっている」とはどのようなことなのかに関するルッツ・バッハマンの議論は4.2において言及される。

⁸ 自然法とはどのようなものなのだろうか。萱野は「『自然法』とは、人間を含むあらゆるものの本性＝自然から導きだされる法則のこと」(萱野 2020, p. 79)であると解説している。1-2では、カントが『永遠平和のために』第一補説において、自然が戦争を用いて人間の行動を促し、その結果として永遠平和を保証するとしていることを示した。この箇所はまさにその自然の法則に則り、自然(=本性)により無法な状態(戦争状態)にある人間が、最終的に自然が保証する永遠平和へと向かうべきだと促されているということだと私は考える。

いため、人間と同じように「戦争状態から脱出せよ」と言うことはできないということである。

ではなぜ国内に法的体制があることがそのような強制を受け入れにくくするのだろうか。その理由は市民的体制の性質にあると考えられる⁹。2-2 で挙げた市民的体制の性質に関するカントの議論によると、国民が主権(自己決定権)を持って立法過程に関与するという形で、自分が従う法を自分で決定できるという自由が人間にはある。ある国家が諸民族合一国家に入るとき、その国家の国民は新たに諸民族合一国家の法に従うこととなる。しかし、その法はその国民自身が立法過程に関与した法ではない。よってその法に従わせることは、その人間の自由を奪うことになるのである。

たとえば、世界では民間人の拳銃の所持が一定のルールの下で認められている国家もあるが、全く認められていない国家もある。そこで諸民族合一国家において民間人の拳銃の所持を認めるという法があり、その諸民族合一国家に拳銃の所持が認められていない国家が入った場合を想定する¹⁰。この場合その国家の国民はある日から拳銃の所持が認められることとなる。しかしながらこの国民は自身が立法過程に関与していない法に従うことになるため、簡単にはこの法律の変化を受け入れることはできないだろう¹¹。このように、国内に法的体制がある、つまり国内で国民が立法し、その法に従属している体制では、新たに拡大された法的体制の下に入ることは困難なのであり、結果として諸民族合一国家という法的体制に諸民族が入入ることが受け入れにくくなっているのである。

⁹ 私はこのことについて次の段落で示す拳銃の所持に関する法の例を元に考え、さらに 4-1 や 4-2 で示すルッツ-バッハマンの引用の、諸民族合一国家には成員の自由の原則を侵すという問題点があるという指摘を参照した。しかし、私は諸民族合一国家の成員について、それぞれの国家に所属していた個々の人間を想定しているが、ルッツ-バッハマンは個々の国家を想定している。この点では両者の見解には違いがある。しかし、どちらの想定が正しいのかについては『永遠平和のために』において明らかになっていないため、本稿では論じないこととする。

¹⁰ 脚注 7 で述べたように、諸民族どうしがどのように諸民族合一国家へと移行するかについてカントは述べていないため、この想定もカントの議論から導きだされる想定の一つである。他にも拳銃の所持が認められている国家と認められていない国家どうして諸民族合一国家を形成するという想定も可能である。この場合でもどちらかの国家がどちらかの国家の法に合わせる形となり、片方の国家はその法律の変化を簡単には受け入れられないだろう。また、法をどちらかに合わせるのではなく、それぞれの国家が自国の法を維持したまま諸民族合一国家を形成することも想定可能である。この想定については 4-1 で議論する。

¹¹ 拳銃の所持に関するものも含むあらゆる法律は、その国家の共通の言語や共通の価値観のもとで意思決定されるものであり、諸民族合一国家において拳銃の所持に関する法が統一されるように、言語や価値観に影響を与える宗教も諸民族合一国家では統一されると萱野は考えている(萱野 2020, pp. 76-7)。そしてこれは強大国が武力を背景としてみずからの言語と価値観を他国に押し付けていくというかたちになり、帝国主義による植民地支配という状況と変わらなくなり、平和な状態とはいえないと萱野は解説している(萱野 2020, p. 77)。

3-2. 平和条約

これまでの議論から、永遠平和のために諸民族どうしも人間どうしと同様に市民的体制と類似した体制に入るべきであり、その体制は諸民族合一国家ではないとカントが考えていることがわかった。そこでさらなる疑問として、なぜ諸国家による連合制度という体制に諸民族は永遠平和のために入るべきなのか、諸国家どうしの平和条約という形ではいけないのかというものがある。この節では、平和条約は一つの戦争を終結させるものにすぎないという問題点を示すことで、平和条約は永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度として適切ではないということが明らかになる。

カントは以下のように述べる。

平和連合(*foedus pacificum*)とでも名づけることができる特殊な連合が存在しなければならないが、これは平和条約(*pactum pacis*)とは別で、両者の区別は、後者がたんに一つの戦争の終結をめざすのに対して、前者はすべての戦争が永遠に終結するのをめざすことにある、と言えよう(カント 1985, pp. 44-5)¹²。

この部分からカントが、平和条約はたんに一つの戦争の終結のためのものであり、また次の戦争が起きる可能性を含んでいるが、平和連合はすべての戦争が永遠に終結することをめざしているものであると考えていることがわかる。カントが目指す平和はたんに戦争が現時点で起きていないといった状態ではなく、一切の敵意が終わっている状態だとカントは第一章の予備条項の第一条項において述べている(カント 1985, p. 13)。平和条約を結んだとしても、その中に秘密条項があったり、平和条約を結ぶ当事者ですら締結時に予期していなかった将来の戦争の原因が含まれていたりする場合がある(カント 1985, pp.13-4)。よって平和条約を結ぶことは敵意が終わることではなく、たんに一つの戦争を終結させることにすぎないとカントは考えており、永遠平和のための国際法が基礎を置くべき制度にはなりえないのである。実際に 1-1 で示したようにフランスとプロイセンの間でバーゼル平和条約は結ばれたが、その約 10 年後に両国は戦争をしており、バーゼル平和条約は一つの戦争を終結させたにすぎなかった。

¹² 2-3 で示したカント『永遠平和のために』第二章第二確定条項からの引用では、「これは国際連合と言えが、しかしそれは当然諸民族合一国家ではないであろう(カント 1985, p. 40)」と述べられている。これをみると諸国家による連合制度についてカントは「国際連合」と「平和連合」という言葉を用いていることがわかる。他の箇所ではそれらの言葉が用いられていないことから、両者は同じものを示しているが、諸国家どうしの連合だということを強調して諸民族合一国家と比較する場合には「国際連合」を用い、すべての戦争が永遠に終結することをめざしていることを強調して平和条約と比較する場合には「平和連合」という言葉を用いていると考えられる。

3-3. 諸国家による連合制度

この節では、『永遠平和のために』第二章第二確定条項の問いである「永遠平和のために国際法はどのような制度に基礎を置くべきなのか」に対してカントが「永遠平和のために国際法は諸国家による連合制度に基礎を置くべきである」と結論付けていることが示される。カントは、3-1 や 3-2 で示したような『永遠平和のために』第二章第二確定条項における、諸民族合一国家や平和条約は世界を平和に導くための国家どうしの関係として適さないという議論をふまえて以下のように述べる。

たがいに関係しあう諸国家にとって、ただ戦争しかない無法な状態から脱出するには、理性によるかぎり次の方策しかない。すなわち、国家も個々の人間と同じように、その未開な(無法な)自由を捨てて公的な強制法に順応し、そうして一つの(もっともたえず増大しつつある)諸民族合一国家(*civitas gentium*)を形成して、この国家がついには地上のあらゆる民族を包括するようにさせる、という方策しかない。だがかれらは、かれらがもっている国際法の考えにしたがって、この方策を取ることをまったく欲しないし、そこで一般命題として *in thesi* 正しいことを、具体的な適用面では *in hypothesi* 斥けるから、一つの世界共和国という積極的理念の代わりに(もしすべてが失われてはならないとすれば)、戦争を防止し、持続しながらたえず拡大する連合という消極的な代替物のみが、法をきらう好戦的な傾向の流れを阻止できるのである(カント 1985, p. 47)。

この部分でカントは、一つの世界共和国、つまり諸民族合一国家を「積極的理念」だとし、諸国家による連合制度を「消極的な代替物」だとしている。この「積極的理念」と「消極的な代替物」という言葉にはどのような意味が込められているのだろうか。

萱野はまず積極的理念について、「積極的な理念とは、いわば目的が手段を正当化することを許容する理念のことです。すなわち、正しい目的を達成するためなら何をしてしても許されると考える理念のことです」(萱野 2020, pp. 83-4)と述べている。これを諸民族合一国家に当てはめると、積極的理念においては、永遠平和という目的のためであれば、手段として戦争を用いることが許されてしまうということだと萱野は解説している(萱野 2020, p. 84)。3-1 でも示したように、諸民族どうしが諸民族合一国家を形成する場合、その中のある民族による国家の国民の自由の原理が侵されてしまう場合があり、諸民族合一国家では永遠平和という目的のために、一部に犠牲が起こるような手段をとってしまう。このような諸民族合一国家の理念は世界を平和に導くとはいえないだろう。

つぎに萱野は消極的な理念について、「消極的な理念とは、手段が最適化されるところに目的を定めようとする理念のことです。永遠平和について言えば、『平和が問われている以上、それを実現する手段も平和的なものでなくてはならない、したがって平和的な手段によって達成されるところに永遠平和の目的を定めよう』と考える理念のことです」(萱野 2020, pp. 84-5)と述べている。ここからわかるように、積極的な理念とは異なり、どの国家の国民

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか

の自由の原理や平等の法則も侵さないような平和的な手段によって達成される平和自体を目的とするということが消極的理念なのである。

以上の議論から本節冒頭で示したカントの引用について以下のようなことが述べられていると考えられる。戦争状態にある諸民族は、個々の人間と同じように公的な法的体制である諸民族合一国家を形成すべきである。しかしながら、3-1 で示したように諸民族合一国家には、諸国家が国内に法を有していることによって、拡大された法的体制を受け入れづらくなっているなどの問題点がある。つまり諸民族合一国家は、考えとしてはありうるが、実際に行うとなると一部で犠牲が生まれてしまうような積極的な理念であるため斥けられる。そこで諸民族合一国家の代わりとして、何らかの犠牲を生み出さない平和的な手段である諸国家による連合制度という消極的な理念こそが、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度である。

4. ルッツ-バツハマンによる反論とその批判的検討

第三章の議論により、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度として諸民族合一国家や平和条約には問題点があることから、それらの代わりとして平和的な手段である諸国家による連合制度こそが永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度であるとカントが結論付けていることが明らかとなった。特に 3-1 では、諸民族合一国家には、諸民族相互間の法を考察するという『永遠平和のために』第二章第二確定条項の前提への矛盾と、諸国家は国内に法的体制があることで新たに拡大された法的体制に入りにくくなっているという二つの問題点があることが示された。そして 3-3 では、諸民族合一国家という平和のために犠牲を生み出す積極的な理念の代わりに、諸国家による連合制度という何らかの犠牲を伴わない消極的な代替物が世界を平和へと導くことができるとカントが結論付けていることが示された。ルッツ-バツハマンはこのカントが述べる諸民族合一国家の二つの問題点とそれらの問題点からなされる結論付けに対して反論を述べる。そこでこの章ではそのルッツ-バツハマンの反論を示したうえで、その反論に対して批判的検討を行う。それにより、ルッツ-バツハマンの反論はカントの議論の正当性を否定するものとはならず、カントの議論には正当性があるということが明らかとなる。

4-1. 国内に法的体制があることは諸民族合一国家成立の問題にならないという反論に対する批判的検討

3-1 で示したように、『永遠平和のために』第二章第二確定条項においてカントは諸民族合一国家の問題点として、諸国家は国内に法的体制があることによって、新たに拡大された法的体制を受け入れにくいという点を挙げた¹³。この点についてルッツ-バツハマンは、国内に法的体制があることは諸民族合一国家の問題点とはならないと反論する。そこでこの節ではこのようなルッツ-バツハマンの主張を提示し、それに対する筆者の見解を述べる。それにより、ルッツ-バツハマンの考えは 2-1 で示した平等の法則に反することから、やはり国内に法的体制があることは新たに拡大された法的体制を受け入れにくくするのであり、諸民族合一国家成立における問題点であるということが明らかとなる。

ルッツ-バツハマンは、2-3 で示した『永遠平和のために』第二章第二確定条項の冒頭における議論においてカントが、法治国家と個々の人間は、個別に認められていた諸権利を、自由に契約を結ぶことで、法が新たな妥当性を持つ法的体制という領域へ移ることができるという共通性があるとしていると説明する(ルッツ-バツハマン 2006, p. 100)。そのうえでルッツ-バツハマンは、3-1 で示した諸国家は国内に法的体制があることで新たに拡大された法的体制に入りにくくなっているという、カントの諸民族合一国家における問題点の指摘に

¹³ なぜカントやルッツ-バツハマンの議論の順序とは異なり、4-1 において諸民族合一国家の二つ目の問題点について扱い、4-2 において一つ目の問題点を扱うのかというと、4-2 において 4-1 の議論を用いて批判的検討を行うためである。

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか

ついで以下のように述べる。

カントが、共和国を基礎づけるために根源的契約の理念を用いる場合に、可能であり理性法に適用していることとして要求されると考える事柄は、〈諸国家統一共和国〉ないしは〈諸国民統一国家〉といった別のケースにもアナロジカルに適用することができる。共和国にそれぞれ個別的に、他の国家とは無関係に認められる根源的な自由(あるいは主権性)と法治国家であるということが、権原の委譲によって強制的に破棄されるわけではなく、一定の原理が守られる場合には、この根源的自由とひとつの法治国家であるということとはまさしく確証され、新たな法の創出によって主権を維持しつつ実現される。ところがこのように新たに成立する〈諸国家統一共和国〉という法の領域は、共和制の国家体制もその構成員に対してそうであるように、成員の根源的な自由権および自己決定権を、基本権と民主主義的な手続きのルールによって、したがって万人が同等にもつ制度化された共同決定権によって保障しなければならない。こうして、〈諸国家統一共和国〉に対して、その内部を構築するための憲法に則ったルールが規範として拘束力をもつのである(ルッツ-バッハマン 2006, pp. 100-1)¹⁴。

ここでルッツ-バッハマンはまず、個々の人間が国家という法的体制に入るという個々の人間と共和国の関係は、国家どうしが諸民族合一国家という法的体制に入るという国家と諸民族合一国家の関係へとアナロジカルに適用できると主張する。ルッツ-バッハマンはその主張を以下の議論から導いている。国家それぞれに認められる自由(あるいは主権性)や法治国家であることは、諸民族合一国家に入ること失われず、共和制の国家体制において国内の人間に対して自由権や自己決定権を保障するように、諸民族合一国家においてもその構成員である国家に対して自由(あるいは主権性)や法治国家であるということは保障される。よって、諸民族合一国家の構成員である国家は自国が従う法を自国が決めることができるという自由が保障され、国民も同じように自由が保障されるので、国内に法的体制があることで新たに拡大された法的体制を受け入れづらくなっているという諸民族合一国家の問題点は問題にならない。

私はこのルッツ-バッハマンによるカントの議論への反論は成立しないと考える。これについては3-1で示した拳銃の所持の法律に関する例に照らして議論する。たとえば拳銃の所持が認められている国家と認められていない国家が諸民族合一国家を形成した際、それぞれの国家は自国が従う法は自国が決めるという自由の原理に則り、拳銃の所持に関する自

¹⁴ ルッツ-バッハマンは『永遠平和のために』においてカントが「諸民族合一国家」としているものに対して、「諸国家統一共和国」、「諸国民統一国家」、「世界統一国家」といった用語を何らかの意図で使い分けている。しかし、その意図がどのようなものかについては述べておらず、本稿は『永遠平和のために』の検討を主題としているため、これらのルッツ-バッハマンの用語は『永遠平和のために』の「諸民族合一国家」と同じものを示しているとして扱う。

国の法を維持するということが想定できる。たしかに諸民族合一国家を形成する際にはそれでよいが、実際に諸民族合一国家で国民である個々の人間が活動するとなると問題が生じる。その問題とは、諸民族合一国家という市民的体制の中で、ある人は拳銃の所持が認められ、ある人は拳銃の所持が認められないこととなり、市民的体制において法には例外なく自分も他人も従うという、2-2 で示した平等の法則に反することである。諸民族合一国家を形成することにおいて、国内に法的体制があることは、このような問題を生じさせてしまう。よってルッツ-バツハマンの、国内に法的体制があることは諸民族合一国家成立の問題にならないという反論には正当性がないと私は考える。

4-2. 諸民族合一国家という概念に自己矛盾はないという反論に対する批判的検討

3-1 では、『永遠平和のために』第二章第二確定条項においてカントが諸民族合一国家の問題点として、諸民族合一国家は諸民族相互間の法を考察するという事に矛盾しているとしていることを示した。このカントの議論についてルッツ-バツハマンは、これは諸民族合一国家に自己矛盾があるということではないと反論する。そこでこの節ではこのようなルッツ-バツハマンの主張とその根拠を提示し、それに対する筆者の見解を述べることで、諸民族合一国家には自己矛盾があるとするカントの議論の正当性を示す。

ルッツ-バツハマンは以下のように述べる。

カントがより厳密な基礎づけのためにこのテーゼに続けて行なう説明において明らかとなるように、カントは〈諸国民統一国家〉の概念に自己矛盾を見出すことはできず、ただ〈諸国民相互の法〉の基礎づけという国際法の課題と〈諸国民統一国家〉ないしは〈諸国家統一共和国〉の提案との間に矛盾が成立することになるにすぎない。〈諸国家統一共和国〉は、それが出生地とする従来为国家間の法的な関係すべてを事実余すところなく破棄し、世界レベルでの国内法へと変換するという前提のもとでなら、〈諸国家統一共和国〉あるいは〈諸国民統一国家〉に対するカントの反論は正当化されるだろう。しかしこの前提は説得力をもたない。ここでは第一に、事実として世界の全ての国家がまずそれぞれの内部において法治国家的な共和国へと変貌を遂げた後で、この〈諸国家統一共和国〉に加わっていることが想定され、第二に、個々の共和国の国家が相互に連合を形成し、新たな世界市民法(Weltstaatsbürgerrecht)がそれまで妥当性をもってきた法的な関係すべてを余すところなく破棄し、それに取って代わることが想定されているからである。このようにして成立する〈世界統一国家(Welteinheitsstaat)〉は実際に、それまで存在してきた個々の主権国家が、対外的な関係においても対内的な関係においても保持していた自由の権利を解消するだろう。しかしそのような〈世界統一国家〉は、カントが選択した初期条件に従えばまったく議論にのぼらない。というのも、この国家は、人々が個人として法治国家を形成する〈根源的契約〉と自由な共和国の間で交わされる契約とのアナロジーから導出されえないからである。なぜなら、カントが国家法論

において強調していた、個々の共和国が法治国家であるための中心的な制約、つまりその成員の自由を損なってはならないし、まして奪ってはならないという制約に、この国家は矛盾するからである(ルッツ-バツハマン 2006, pp. 97-8)¹⁵。

この部分でルッツ-バツハマンは、カントは諸民族合一国家の概念に自己矛盾を見出せていないと主張する。そしてルッツ-バツハマンはその主張の根拠として二つの根拠を挙げている。一つ目の根拠は、カントが諸民族合一国家には自己矛盾があるとして指摘していることは、諸民族相互の法の基礎づけと、諸民族合一国家の提案との間の矛盾でしかないということである。二つ目の根拠は以下の内容である。もしカントが諸民族合一国家に自己矛盾があると主張するのであれば、自身が提示した各国家の法的体制の初期条件に矛盾するような諸民族合一国家を想定したうえでそのような主張をする必要がある。しかしカントがそのような想定をするはずがないため、諸民族合一国家に自己矛盾があるという議論は成立しない。以下ではこの二つの根拠について本節で示したルッツ-バツハマンの引用と照らし合わせながら説明を加える。

(1) 二つ目の根拠

まずルッツ-バツハマンの反論の二つ目の根拠である、カントは諸民族合一国家に自己矛盾があるという主張を成立させるような諸民族合一国家の想定をしないという根拠について説明を加える¹⁶。ルッツ-バツハマンは、カントが諸民族合一国家に自己矛盾があると主張するのであれば、どのようなことを諸民族合一国家形成の前提とする場合でなければならないかを述べる。それは従来の諸民族どうしの法に基づく関係性を破棄し、諸民族合一国家における法へと変換することを前提とする場合である。なぜこの場合であればカントは諸民族合一国家に自己矛盾があると主張できるのだろうか。3-1 で示したように、『永遠平和の

¹⁵ ルッツ-バツハマンはこの箇所では諸民族合一国家という一つの国家の中の人間どうしのための法として「世界市民法」という言葉を用いている。一方でカントは、『永遠平和のために』第二章第三確定条項において「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」(カント 1985, p. 49)としており、この「友好」についてさらに「友好(よい待遇)と言っても、それは外国人が他国の土地に足をふみ入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはない、という権利のことである」(カント 1985, p. 49)と述べている。この部分で述べられているのは、ある国家の人間が他国へ訪れた時に、その人間がその国の人を脅かすような行為をしなければ、その国の人から敵対的な扱いをされないという権利に「世界市民法」は基づいているということである。このことからわかるように、「世界市民法」とはある国家の人間と他の国家の人間のための法なのである。よってルッツ-バツハマンが用いている「世界市民法」と、『永遠平和のために』第二章第三確定条項においてカントが用いている「世界市民法」は異なる性質のものであると言える。

¹⁶ (2)において(1)で示した二つ目の根拠の議論をふまえて一つ目の根拠の議論を行うため、(1)において二つ目の根拠を先に論じることとする。

ために』第二章第二確定条項では諸民族相互間の法の考察を目的としていた。しかし、この場合では考察しようとしていた諸民族どうしの法に基づく関係性を破棄し、それぞれの民族がそれぞれ異なる国家を形成するという条件に反し、諸民族合一国家という一つの民族の法へ変換しているからである。

上記よりカントが諸民族合一国家に自己矛盾があると主張するのであれば、どのようなことを諸民族合一国家形成の前提とする場合でなければならないかが明らかになった。しかし、ルッツ-バツハマンはそのような前提をカントは想定するはずがないとする。ルッツ-バツハマンはその根拠を、本稿の 2-2 でも示した、国家の成員の自由の原理にあると述べる。国家という法的体制において成員は自由である、つまり主権や自己決定権をもって自分の従う法を自分で決定することができる。そこで、それぞれの国家の成員はこの自由の原理に従って法的体制を築く。しかしそこからそれらの国家が諸民族合一国家を形成する際には、諸民族合一国家の国内法である世界市民法が、その築かれた法的体制を破棄し、取って代わる。そのようになると、自分が従うことを決定した法でない世界市民法に従うことになり、国家の成員の自由の原理は解消されてしまう。つまり、カントが諸民族合一国家に自己矛盾があると主張するための諸民族合一国家の前提は、カント自身が提示した各国家の法的体制の初期条件である自由の原理に矛盾する。この点にルッツ-バツハマンは着目し、カントは自身の初期条件に矛盾するような前提を想定するはずがないと考えている。そしてそれを根拠にルッツ-バツハマンは、カントの諸民族合一国家には自己矛盾があるという主張は成立しないと述べている。

この段落ではこのルッツ-バツハマンの議論の正当性について批判的検討をする。私はこのルッツ-バツハマンの議論には正当性がないと考える。なぜなら、ルッツ-バツハマンはカントが自身の提示する各国家の法的体制の初期条件である自由の原理に矛盾するような諸民族合一国家の前提を想定するはずはないとしているが、私はカントがそのような想定をしていると考えるからである。3-1 で示したようにカントは『永遠平和のために』第二章第二確定条項において、諸民族合一国家の問題点としてまず諸民族相互間の法を考察するという前提に矛盾するという問題点を挙げ、その後に国内に法的体制があることで諸民族が新たに拡大された法的体制に入りにくくなっているという問題点を挙げている。そして 3-1 において、カントは後者の問題点を指摘するにあたって、諸民族合一国家を形成する際に国家の成員の自由の原理が侵されてしまうということを念頭においているということを示した。よって前者の問題点を指摘する際に、諸民族合一国家が国家の成員の自由の原理を侵すということを認識しながらも、その指摘は次の問題点においてすることにしたと考えることができる。このことから私は、カントが諸民族合一国家について自由の原理に矛盾するような前提を想定していないとは断定できず、ルッツ-バツハマンの議論はカントの諸民族合一国家には自己矛盾があるという主張を否定するものとはならないと考える。

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか

(2) 一つ目の根拠

つぎに一つ目の根拠である、カントが諸民族合一国家には自己矛盾があるとして指摘していることは、「〈諸国民相互の法〉の基礎づけという国際法の課題」と、「諸民族合一国家の提案」との間の矛盾にすぎないということについて説明を加える。

まず「〈諸国民相互の法〉の基礎づけという国際法の課題」は、3-1 で示した「諸民族相互間の法の考察」を指していると考えられる。なぜなら、諸民族相互間の法の考察とは、永遠平和のためにどのような国家どうしの関係に国際法が基礎を置くべきかという問いを考察することであり、「〈諸国民相互の法〉の基礎づけという国際法の課題」と同様の内容であるからである。

つぎに「諸民族合一国家の提案」については、本節の最初に示したルッツ-バッハマンの引用の冒頭から導くことができる。そのルッツ-バッハマンの引用の冒頭において、ルッツ-バッハマンは自身の諸民族合一国家には自己矛盾がないという主張の一つ目の根拠について、「カントがより厳密な基礎づけのためにこのテーゼに続けて行なう説明において明らかとなる」としている。ルッツ-バッハマンはこの引用の前に、3-1 において引用した「そのような国家〔中略〕融合すべきではないかぎりにおいてなのである)」という文章を『永遠平和のために』第二章第二確定条項から引用している(ルッツ-バッハマン 2006, p. 97)。よって「このテーゼ」とはこの文章をさしていることがわかる。そして『永遠平和のために』第二章第二確定条項のカントの議論の順序から、カントの「このテーゼに続けて行なう説明」とは、3-1 において引用した「無法な状態にある人間には〔中略〕受け入れにくくなっているからである)」という文章をさしていることがわかる。この文章から一つ目の根拠は明らかとなるのである。そこでこの文章から「諸民族合一国家の提案」とは「諸国家が国家間の法概念にしたがって、さらに拡大された法的体制の下に入るべきだという他からの強制」だと考えることができる。なぜなら、諸民族合一国家というさらに拡大された法的体制という文脈の中では、この箇所の「他からの強制」の「他」とは「諸民族合一国家」のことであり、「強制」とは「強制力のある提案」と読み替えることが可能だからである。

以上のことからルッツ-バッハマンの述べる、〈諸国民相互の法〉の基礎づけという国際法の課題と諸民族合一国家の提案が矛盾するというのは、諸民族相互間の法の考察と諸国家が国家間の法概念にしたがって、諸民族合一国家という法的体制の下に入るべきだという諸民族合一国家の強制が矛盾するということだとわかる。カントはこの矛盾は諸民族合一国家の自己矛盾だとするが、ルッツ-バッハマンは諸民族合一国家の自己矛盾だとは考えておらず、ただそのような矛盾があるにすぎないとしている。なぜこのような違いが生まれるのだろうか。それはカントとルッツ-バッハマンの間で諸民族合一国家による強制が意味するところが異なるからである。以下では両者が諸民族合一国家による強制についてどのようなことを意味しているのかを述べる。

本節の(1)で示した諸民族合一国家に対するカントの想定から、カントは諸民族合一国家による強制について、従来の諸民族どうしの法に基づく関係性を破棄し、諸民族合一国家の

法という一つの法へと変換することを意味していると考えられる。つまり諸民族合一国家には諸民族合一国家の民族という一つの民族しかおらず、そしてその一つの民族は一つの国内法に基礎を置いているということである。よって、一つの民族が一つの国内法に基礎を置いているだけなので、諸民族相互間の法を考察するということは食い違っているのである。

一方でルッツ-バツハマンは諸民族合一国家の強制についてカントとは異なる考えを持っている。4.1で示したようにルッツ-バツハマンは、諸国家は諸民族合一国家という法的体制に入ったとしても、諸国家それぞれの自由(あるいは主権性)や法治国家であることは保障されると考えている。つまり諸民族合一国家は単なる一つの世界ではなく、国内に自由や法治国家であることが保障された状態の諸国家が残っているということである。よってルッツ-バツハマンの考えにおける諸民族合一国家の強制では、諸国家が諸民族合一国家を形成しても、国内における諸国家どうしの法を基礎とした関係性を破棄することを意味していないのである。このような考え方であれば、諸民族合一国家の強制と諸民族相互間の法の考察とは矛盾しないこととなる。

以上のことからなぜルッツ-バツハマンが、カントが諸民族合一国家の自己矛盾としていることは諸民族相互間の法の考察と諸民族合一国家による強制との矛盾にすぎないとしているのか考えることができる。これまでの内容から、カントの考えにおける諸民族合一国家の強制とは諸民族相互間の法の考察は矛盾するが、ルッツ-バツハマンの考えにおける諸民族合一国家の強制とは矛盾しないということがわかった。つまりルッツ-バツハマンによるとカントは、諸民族合一国家について自己矛盾を見出したとしているが、諸民族相互間の法の考察と自分の考えにおける諸民族合一国家の強制との間の矛盾を見出したにすぎないのである¹⁷。

この段落では以上のルッツ-バツハマンの議論について批判的検討をする。私はこのルッツ-バツハマンの議論は正当性がないと考える。ルッツ-バツハマンは、カントの考えにおける諸民族合一国家の強制以外に、自身の考えにおける諸民族合一国家の強制を示した。その上で、諸民族合一国家に自己矛盾があるのではなく、諸民族相互間の法の考察とカントの考えにおける諸民族合一国家の強制との間に矛盾があるにすぎないとしている。しかし、その

¹⁷ 諸民族合一国家の自己矛盾と、諸民族相互間の法の考察とカント自身の考える諸民族合一国家による強制との間の矛盾にすぎないとしていることはどちらも矛盾ではあるが、性質の異なるものである。たとえば、諸民族合一国家の自己矛盾とは、野球ボールが欲しい人がサッカーボールを買うという矛盾と性質が同じである。なぜなら、その人の考えとその人の行為が食い違っており、その人の中に自己矛盾があるからである。一方でルッツ-バツハマンが諸民族相互間の法の考察とカントが考える諸民族合一国家による強制との間の矛盾にすぎないとしていることは、野球ボールが欲しい人が野球ボールとサッカーボールがセットになった商品を買ったが、中に野球ボールがあることに気付いていないことと性質が同じである。なぜなら、その人の目線では商品の中に野球ボールがあることに気付いていないため、自分の考えと自分の行為が矛盾しているように感じるが、他者からみると中に野球ボールも入っているため、その人の考えとその人の行為が矛盾しているとは言えないためである。

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか

ルッツ-バッハマンの考えにおける諸民族合一国家の強制は 4-1 の議論から成立しないのである。4-1 においてルッツ-バッハマンの、諸国家が諸民族合一国家という法的体制に入ったとしても、諸国家それぞれの自由(あるいは主権性)や法治国家であることは保障されるという考えは平等の法則に反するため、斥けられた。よって、この諸国家それぞれの自由(あるいは主権性)や法治国家であることが保障されるような諸民族合一国家の形成を前提とした、ルッツ-バッハマンの考えにおける諸民族合一国家の強制は成立しない。つまり、ルッツ-バッハマンはカントの考えにおける諸民族合一国家の強制以外に、自身の考えにおける諸民族合一国家の強制を示すことはできていないのである。このことから、諸民族相互間の法の考察と諸民族合一国家の強制は矛盾し、それは諸民族合一国家に自己矛盾があることを意味し、ルッツ-バッハマンの議論には正当性がないということとなる。

4-3. カントは諸民族合一国家を積極的理念として正しいとしているという反論に対する批判的検討

3-3 で示したように、『永遠平和のために』第二章第二確定条項においてカントは、諸民族合一国家は考え方としてはありうるが、実際行うとなると一部で犠牲を生み出すという問題点があることから、永遠平和のために国際法が基礎を置くべき制度は、平和のために何らかの犠牲を伴わない諸国家による連合制度であるべきだと結論付けた。この結論付けに対してルッツ-バッハマンは、実際に実現可能かという観点によるカントの議論には正当性がないと反論する。そこでこの節ではこのようなルッツ-バッハマンの主張を提示し、それに対する筆者の見解を述べることで、カントの結論付けは正当性のあるものであるということを示す。

カントの結論付けに対してルッツ-バッハマンは以下のように述べる。

このような議論とともにカントは、〈諸国家統一共和国〉というものの理性法に照らした可能性に対して、最初に行なった自身の原理的な異議申し立てを撤回するだけでなく、契約の理念による基礎づけのレベルをも離れ、事実としてどのような行為を期待できるかという議論に依拠するのである。このように基礎づけが破綻すると、〈諸国民統一国家〉に反対するカントの議論はほとんど説得力をもたなくなるように思われる(ルッツ-バッハマン 2006, pp. 101-2)。

3-3 で示したカントの結論付けについてルッツ-バッハマンは、カントが諸民族合一国家を理論としては正しいとこれまでの議論とは一転して肯定しながらも、実際に諸民族合一国家が実現可能かという点に立脚して、諸民族合一国家を否定しているところの部分で述べる。さらにルッツ-バッハマンは、このような議論を行うことによって、それ以前の諸民族合一国家に反対するカントの議論は説得力をもたなくなると述べる。

しかし、私はルッツ-バッハマンの主張は正しくないと思う。まずカントは自身の議論

において異議申し立てを撤回していないと私は考える。諸民族合一国家を一般命題として正しいとカントが述べているのは、諸民族合一国家に問題点がないということではなく、個々の人間と諸国家のアナロジーから諸民族合一国家を導出するという発想はありうるということではないだろうか。なぜなら、カントは諸民族合一国家や平和条約には問題点があるとしたうえで、諸民族合一国家を考えとしてはありうるとしているからである。また、カントは契約の理念による基礎づけのレヴェルを離れ、現実的に諸民族合一国家は成立しえないことのみを理由に諸民族合一国家を否定しているわけではないと私は考える。カントは諸民族合一国家には、諸民族相互間の法を考察するという『永遠平和のために』の議論の前提に反することや、諸国家は国内に法的体制があることで新たに拡大された法的体制が受け入れづらいという問題点があることを理由に、諸民族合一国家を成立させようとする一部で犠牲が生まれてしまうと、諸民族合一国家を否定しているのである。このようにカントは諸民族合一国家には問題点があるということをふまえた上で、諸民族合一国家を否定しており、諸民族合一国家に反対するカントの議論は説得力をもつと私は考える。

おわりに

本稿によって以下のことが明らかとなった。カントは『永遠平和のために』第二章第二確定条項において、永遠平和のために国家どうしの関係はどのようなものであるべきかについて述べており、永遠平和のためにその関係は国家どうしの連合制度であるべきだと主張している。まず、人間どうしの自然状態は戦争状態なので、永遠平和のためには自然状態を脱し、共和的な市民的体制に入らなくてはならない。そして、人間どうしと同様に諸民族どうしも自然状態は戦争状態であり、永遠平和のためには市民的体制に類似した体制に入るべきである。しかし、諸民族合一国家には、『永遠平和のために』第二章第二確定条項の議論における前提との矛盾や、個々の人間とは異なり、諸民族には国内に法的体制があるという問題点があるため、永遠平和のための諸民族どうしの法的体制は諸民族合一国家であるべきではない。また、平和条約はたんに一つの戦争を終結させるためのものであり、一切の敵意が終わることを意味するカントの永遠平和のための諸民族どうしの法的体制としては適切ではない。これらのことから、永遠平和のための諸民族どうしの法的体制は、平和のために一部で犠牲を生み出すような諸民族合一国家ではなく、平和のために犠牲を伴わない諸民族どうしの連合制度であるべきだとカントは結論付ける。よって世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきなのである。

ルッツ-バッハマンは、カントが挙げる諸民族合一国家の二つの問題点とそれによるカントの結論付けという三点について正当性がないと反論する。一つ目の反論は、国内に法的体制があることは諸民族合一国家成立の問題にならないという反論である。しかし、国家の中の人間の自由の原理や平等の法則を侵害することなく諸民族合一国家を成立させることはできないため、この反論は斥けられた。二つ目の反論は、カントは諸民族合一国家という概念に自己矛盾を見出せていないという反論である。そしてそのルッツ-バッハマンの反論は、カントは諸民族合一国家には自己矛盾があるという主張を成立させるような諸民族合一国家を想定しないという根拠と、カントが自己矛盾としていることは諸民族相互間の法の考察と諸民族合一国家の強制との間の矛盾にすぎないという根拠によるものだった。しかし、前者の根拠はカントの『永遠平和のために』における議論の内容から、ルッツ-バッハマンがカントは想定しないとしているような想定を、カントがしていると考えられるため、斥けられた。また、後者の根拠においてルッツ-バッハマンは、諸民族合一国家の強制について複数の考えがあることによって論じた。しかし、諸民族合一国家の強制についてカントの考え以外の考えにおけるものは成立できず、諸民族相互間の法の考察と諸民族合一国家の強制は矛盾し、それは諸民族合一国家に自己矛盾があるということとなり、ルッツ-バッハマンの反論は斥けられた。三つ目の反論は、カントは諸民族合一国家を積極的理念として正しいとしているという反論である。しかし、カントは諸民族合一国家を積極的理念とすることで永遠平和のために何らかの犠牲を生み出す国家どうしのあり方であるとしていることからこの反論は斥けられた。このように、ルッツ-バッハマンの反論はカントの議論の正当性

を否定するものではない。よってカントの『永遠平和のために』第二章第二確定条項における議論には正当性があり、世界を平和に導くために、国家どうしの関係は連合制度であるべきであるということが再度明らかとなった。

本稿では以上のことが明らかになったが、ここでさらなる疑問が生まれる。その疑問とは、「現実世界における国家どうしのあり方はカントの議論と比較してどのような状況にあるのか」というものである。本稿の冒頭で述べたように今現在世界の中には、世界は平和ではないと感じる人はいると私は考えている。カントが『永遠平和のために』という著作を 1795 年に生み出してから 200 年以上が経ったにもかかわらずなぜこのような状況なのだろうか。それはカントが述べている人間どうしや国家どうしのあり方になっていないのか(たとえば現実には国際連合は存在するが、それがカントの述べていた諸国家による連合制度と何らかの違いがあるのか)、まだ永遠平和へと向かっている途中なのか、カントの議論に本稿で触れていない問題点があるからなのか、様々な可能性を考えることができる。しかし、このような疑問を解消するには現在の国際的な状況や、歴史的な変遷などを理解する必要がある。本稿はあくまでカントの『永遠平和のために』第二章第二確定条項の議論の正当性の検討に注力したため、そのようなことを理解し、疑問を解消するには至らなかった。よってこの点については今後の課題としたいと考えている。

世界を平和に導くための国家どうしの関係は連合制度であるべきか

参考文献

- 網谷壮介 (2018) 『カントの政治哲学入門——政治における理念とは何か』、白澤社
- 宇都宮芳明 (1985) 「『永遠平和のために』解説」、カント『永遠平和のために』(宇都宮芳明訳)、岩波書店
- 萱野稔人 (2020) 『カント 永遠平和のために～悪を克服する哲学』、NHK 出版
- カント (1985) 『永遠平和のために』(宇都宮芳明訳)、岩波書店
- マティアス・ルッツ-バッハマン (2006) 「カントの平和理念と世界共和国の法哲学的構想」、ジェームズ・ボーマン、マティアス・ルッツ-バッハマン編『カントと永遠平和——世界市民という理念について』(紺野茂樹・田辺俊明・舟場保之訳)、未来社、pp. 81-106